

令和2年第3回(3月)
上越市選挙管理委員会定例会

1 日 時 令和2年3月2日(月)午前10時

2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 地下 図書室兼会議室

3 付議事項

議案第29号 選挙人名簿の抹消について

議案第30号 選挙人名簿の登録について

議案第31号 各種請求を行うに必要な連署者数について

議案第32号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

議案第33号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

議案第34号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

議案第35号 在外選挙人名簿への登録の移転について

議案第36号 上越市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

議案第37号 上越市議会議員一般選挙における選挙長事務取扱場所の指定について

4 協議事項

協議1 上越市議会議員一般選挙における立候補予定者説明会への提出資料について

協議2 上越市議会議員一般選挙における開票計画について

協議3 上越市議会議員一般選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

協議4 上越市議会議員一般選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について

協議5 上越市議会議員一般選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票会場の秩序維持の依頼について

協議6 上越市議会議員一般選挙における投票所変更等の周知について

協議7 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の配布について

協議8 上越市議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

協議9 上越市議会議員一般選挙における立候補届出の受付について

5 報告事項

報告1 上越市議会議員一般選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

報告2 令和元年度第2回書記会議の結果について

報告3 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について

報告4 令和2年度予算について

報告5 専決処分した内容について

6 その他

(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和元年度明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

行こう・とうひょう・みんなのせんきよ

上杉小学校2年 草間 礼毅 さん

議案第 29 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 2 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 2 年 2 月 1 日 から 令和 2 年 2 月 29 日 の間の	死亡者数 A	101	107	208
	転出者数 B	115	90	205
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		216	197	413

議案第 30 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 2 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和元年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,627	83,000	161,627
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	638	626	1,264
今回定時登録における新規登録者数 F	590	479	1,069
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	78,579	82,853	161,432

議案第 31 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 2 年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	161,432 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,229 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,906 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	53,811 人

(3 月 2 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 32 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 2 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和元年 12 月 1 日 から 令和 2 年 2 月 29 日 の間の	死亡者数 A	325 (0)	351 (1)	676 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	1 (1)	2 (2)	3 (3)
	転出者数 D	309 (2)	278 (4)	587 (6)
	職権消除者数 E	1 (0)	2 (0)	3 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) F		636 (3)	633 (7)	1,269 (10)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 33 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 2 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和元年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,729 (102)	83,404 (404)	162,133 (506)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	636 (3)	633 (7)	1,269 (10)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	585 (0)	479 (0)	1,064 (0)
令和 2 年 3 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	78,678 (99)	83,250 (397)	161,928 (496)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 34 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 2 年 3 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 38 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	161,928 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,239 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	40,482 人

(3 月 2 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 35 号 在外選挙人名簿への登録の移転について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 2 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿への登録の移転をする。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	国名	登録申請日	備考
		男	最終住所地 (令和 2 年 3 月 2 日)	ラオス		

<参考>

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 2 年 1 月 8 日現在） の名簿登録者数	A	26	50	76
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	1	0	0
令和 2 年 3 月 2 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	27	50	77

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 36 号 上越市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 1 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により次のとおり選任する。

1 選挙長

上越市大字青野 2795 番地 1

渡 邊 隆 雄

2 選挙長職務代理者

上越市南高田町 4 番 11 号

池 田 明

(4 月 19 日告示予定)

議案第 37 号 上越市議会議員一般選挙における選挙長事務取扱場所の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

1 選挙長の事務を取り扱う場所

春日謙信交流館 集会室

2 所在地

上越市春日山町 3 丁目 1 番 60 号

※ ただし、4 月 19 日（日）午前 10 時までとし、これ以降は上越市役所木田第 1 庁舎 3 階 選挙管理委員会事務局室とする。

(4 月 19 日告示予定)

協議 1 上越市議会議員一般選挙における立候補予定者説明会への提出資料について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における立候補予定者説明会に、次のとおり資料を提出してよいか協議する。

1 提出資料 別紙 1 のとおり

※ 参 考	説明会日時	令和 2 年 3 月 21 日（土）午後 2 時から
	会 場	春日謙信交流館
	出席制限	各陣営 2 人まで

協議 2 上越市議会議員一般選挙における開票計画について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画を取りまとめ、関係事務を進めることとしてよいか協議する。

1 開票計画	開票開始時刻	午後 9 時	（前回午後 9 時）
	開票終了時刻	午後 11 時 40 分	（〃 午後 11 時 35 分）

※ 計画の詳細は次回以降の会議で協議する。

協議 3 上越市議会議員一般選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を次のとおり取りまとめ、関係事務を進めてよいか協議する。

1 関係事務要領 別紙 2 のとおり

協議4 上越市議会議員一般選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙の投票及び開票を円滑に行うため、市内の期日前投票所、選挙当日の投票所、開票会場及び木田庁舎が停電しないよう次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和2年3月24日（火）
- 2 要 請 先 東北電力（株）上越営業所及び糸魚川営業所

協議5 上越市議会議員一般選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票会場の秩序維持の依頼について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙の投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び開票会場の秩序維持のため、次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和2年3月24日（火）
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

協議6 上越市議会議員一般選挙における投票所変更等の周知について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民に対し、広報上越及び周知チラシの班回覧等により、変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対象

投票区		投票所		関係行政区
		今回（市議選）	前回（参議選）	
吉川区	第2（内、旧第1）	源地域生涯学習センター	吉川地区公民館川谷分館	上川谷、下川谷、石谷、名木山
頸城区	第7	大蒲生田公民館	玄僧公民館	大蒲生田、玄僧

協議7 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の配布について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における選挙公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 77,000 部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ1部配布（町内会未加入世帯へは郵送）
- 3 配布期限 令和2年4月25日（土）
※各町内会への発送は4月21日（火）～4月22日（水）

協議 8 上越市議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについて、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所をFAX等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による周知活動中に新たに発見したのは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、地元警察署への通報を行う。

協議 9 上越市議会議員一般選挙における立候補届出の受付について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における立候補届出の受付について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- | | | |
|--------|---------------------|---------|
| 1 日 時 | 令和2年4月19日（日）午前8時30分 | |
| 2 会 場 | 春日謙信交流館 集会室 | |
| 3 参集時刻 | 選挙管理委員 | 午前8時 |
| | 明推協正副会長 | 午前8時15分 |
| | 選管職員 | 午前7時30分 |
| 4 会場配置 | 別紙3のとおり | |

報告1 上越市議会議員一般選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

上越市議会議員一般選挙の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会書記を併任したことを報告する。

- 1 併任者 別紙4のとおり
- 2 併任期間 令和2年3月2日（月）から5月1日（金）まで35人
- 3 業務内容 選挙管理委員会事務局及び各区総合事務所における選挙関係事務

報告2 令和元年度第2回書記会議の結果について

標記会議が開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日時 令和2年2月7日（金）午前9時から
- 2 会場 木田第1庁舎 4階 402.403 会議室
- 3 出席者 13 区次長、併任書記及び事務局職員
- 4 内容 令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙について

報告3 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について

標記会議が開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和2年2月21日（金）午後1時30分から
- 2 会 場 上越市ガス水道局庁舎 4階会議室
- 3 出席者 明推協役員：山田会長、池墻副会長、細谷副会長、新保理事
事務局職員：木村事務局長、笠松係長
- 4 内 容
 - ・令和元年度活動報告について
 - ・令和元年度決算について
 - ・令和2年度活動計画（案）について … 別紙5のとおり
 - ・令和2年度予算（案）について
 - ・指定病院等における不在者投票の外部立会人の登録について

報告4 令和2年度予算について

令和2年度の選挙管理委員会所管の予算について、次のとおり令和2年第1回（3月）上越市議会定例会に提出したことを報告する。

- 1 予算概要
別紙6のとおり
- 2 事業概要（総務常任委員会提出資料）
別紙7のとおり

報告5 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
3	令和2年2月26日	令和2年第3回（3月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について